

## 大江町ふるさとまちづくり寄附協賛事業者登録要領

### 1 目的

ふるさと納税制度による本町へのふるさと納税促進と「大江町」の魅力や地元特産品の知名度向上、地元経済の活性化などの相乗効果を図る。

### 2 登録方法

登録を希望する事業者は、次の書類に必要事項を記入し、大江町政策推進課に申請し、町から認定を受ける。

- (1) 大江町ふるさとまちづくり寄附協賛事業者登録申請書（様式第1号）
- (2) 返礼品提案書（様式第2号）
- (3) 【町内の申請者の場合】町税閲覧同意書（様式第3号）  
【町外の申請者の場合】直近の納税証明書

### 3 募集期間

随時

### 4 事業者の要件

下記の全ての要件に適合すること

- (1) 法人、団体又は個人事業主であること
- (2) 本社、本店、支社、支店又は事業所等の拠点を以下のいずれかに有すること
  - ア 町内
  - イ 町外（大江町内で生産、採取された農産物等を主原料に加工・製造・販売を行っている場合に限る）
  - ウ 山形連携中枢都市圏の共通返礼品取扱い市町内
- (3) 法令等に違反していないこと又はそのおそれがないこと
- (4) 町税等の滞納がないこと
- (5) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと
- (6) 個人情報の取り扱いを厳重に行えること
- (7) 町が協賛事業者として適当と認めたもの

### 5 募集するお礼の品

#### (1) 要件

下記の全ての要件に適合すること

- ア 申請者が生産、製造、加工又はサービス等を行っていること
- イ 大江町の特産品や魅力のPRにつながるもの
- ウ 以下のいずれかに適合するもの

- (ア) 4 (2) アに該当する申請者が町内で栽培、製造、加工、サービス等を行うもの
  - (イ) 4 (2) イに該当する申請者が、大江町内で生産、採取された農産物等を主原料に加工・製造・販売を行うもの
  - (ウ) 4 (2) ウに該当する申請者が生産、製造、加工又はサービス等を行う山形連携中枢都市圏の共通返礼品に指定されたもの
- エ 品質及び数量の面において安定供給が見込め、速やかにお礼の品の発送ができること（ただし、期間又は数量限定でも可）
- オ 町がお礼の品として適当と認めたもの

(2) 価格

寄 付 額	お礼の品価格 (税込、梱包代込)
10,000 円	3,000 円以内
20,000 円	6,000 円以内
30,000 円	9,000 円以内
50,000 円	15,000 円以内
100,000 円	30,000 円以内
200,000 円	60,000 円以内
300,000 円	90,000 円以内
上記以外（寄付額 5,000 円以上 1,000 円刻み）	寄付額の 3 割以内

※お礼の品代と送料（別途）は、町が負担する。

※お礼の品の価格には、消費税及び商品の梱包費を含む。

※複数回に分けて発送する返礼品の場合は、合計の商品価格、梱包代で返礼品の価格を設定する。

※送料はお礼の品 1 点ごとに全国一律の金額を事前に協議して設定する。この時、お礼の品と送料の合計が原則寄付額の 45% 以内となるように町が寄付額を設定する。

※要件に適合しても、総務省からの通知と照合する等して適当でないと認めた場合等は選定されない場合がある。

6 協賛事業者のメリット

- (1) ふるさと納税では全国各地から寄付が集まるため、販路拡大が期待できる。
- (2) 町が作成するふるさと納税のパンフレットやホームページ等にお礼の品及び提供事業者名が掲載される。
- (3) お礼の品発送時に PR チラシ等を同封することで、販売促進・PRにつながる。

## 7 個人情報の保護

寄附者の個人情報は、お礼の品の送付以外の目的に使用することができない。ただし、お礼の品へのパンフレット同封により、改めて寄附者から協賛事業者へ商品申込等で入手された個人情報は対象外とする。

## 8 留意事項

- (1) ふるさと納税寄附へ迅速かつ的確に対応するため、またお礼の品の適正な管理等に万全を期すため、町ではお礼の品に係る一連の業務を代行事業者に委託している。
- (2) 協賛事業者は、大江町のPRに努めること。
- (3) 協賛事業者は、大江町がふるさと納税周知のために用意するパッケージやラベル等の使用、ノベルティグッズ（おまけ）の同梱に極力協力すること。
- (4) 協賛事業者は、あらかじめ申込みしたお礼の品の変更・辞退をする場合や、お礼の品の発送遅延、販売中止、品質に関する事故等が発生した場合は、速やかに町または代行事業者に報告すること。
- (5) 協賛事業者は、お礼の品に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとする。また、品質等による補償やクレーム対応については、町は一切責任を負わない。
- (6) 町は、協賛事業者が本要領2及び3に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を取り消すことがある。
- (7) 町は、応募内容に虚偽があった場合又は町に損害を及ぼす行為があった場合は登録を取り消すことがある。

2016.6.14. 制定

2017.9.29 改定

2020.2.10 改定

2021.11.24 改定